



時論

路政上に横はる二大問題

豫算編成と選舉肅正運動

平井 洮民

路政上に横はる二大問題とは何か、筆者は答へて曰はん一は路政の進展と國の歳計に屬する昭和十一年度豫算の編成、一は土木事業と選舉肅正運動である、夫れで此三問題に關し筆者の愚見を開陳し當局及大方諸彦の高教を仰がんと欲するものである。

第一 路政の進展と豫算の編成

今日の時代に於て交通上産業上路政の進展を企圖せねばならぬことは言ふまでもないことである。國民をして眞に自力更生の途を辿らしめ、國力充實の國策を遂行せんが爲には必らずや道路國策を確立し、其の達成を速進すべきものである。

鐵道運輸の時代は漸く過ぎ去り、今や交通機關として自動車が其の王座を占むるに至つたことはドイツの首相ヒットラーの自動車道路七千キロ開設の計畫に徴しても明かなることと敢て筆者の言を俟つまでもない事象である。此の時勢に促

がされて我邦も全國的に道路網を劃策し、茲に路政の一大進展を企圖することの必至的政策なることが看取される、夫で政府でも客年汎く智識を土木會議員に求めて國道千七百六十里、特殊國道七十里、指定府縣道四千四百二十里の改良を必要なりと認め、其の實行方法も決する所があつた、筆者を以て之を視れば此の如き計畫は尙不十分で更らに一段歩武を進めて市町村道路に至るまでも能く地方的交通關係に即したる道路國策を講ぜねばならぬ、斯く根本的道路の整理改良が施されなければ國力の充實と言ひ、國民の自力更生と云ふも徒らに空言に終るなきを疑はざるを得ないものである。

今日國費の按排は最も重要な道路國策即ち最近土木會議に於て決定したる國道府縣道の改良計畫すらも之を實行する能はざるの状態である、従つて僅かに十數年前一大改良を加へたる京濱國道の如き交通量の急激なる増加は已に飽和状態に達し、自動車は其快走力の機能を發揮する能はず、徒らに時間と燃料とを空費するのみならず更に人命傷害の事故を頻生して必須的交通機關は却つて交通上の障礙となるの觀なきにあらざるかの實状である、故に更らに新路線を築造することが焦眉の急務となつたこと否一日も之を忽諸にすることを許されないことである、又本土と九州を結付けねばならぬ交通連絡設備の如きも國防上産業上既に已に完備しなければならぬ案件なるに、夫れが今日に至つても尙實現されぬのみでなく鐵道連絡設備のみを隧道に依つて達成せんとすることとなつた、此企劃はなきに優るとはいへ實に跛行的設備であつて時勢の要求する國道二號線の連絡設備を缺如するものと謂はなければならぬ。鐵道の連絡と共に國道も亦連絡するの設備を速行することの必然的政策なることは敢て論議を要しない所である、若し夫れ鐵道隧道は開鑿され、其の運輸は連絡するものとするも國道交通連絡は依然水上設備の船舶に依らしむるものとせんか、船舶の來往年と共に繁劇に赴き従つて事故の發生も逐年増加し國防、交通の方面に於ける障礙はまた思ひ半に過ぐるものあるの状態を持續することとなる。國

力の充實、國民の自力更生の上其の利用機關として最大偉力を有する自動車の連續的運轉は不能なるに於て現状の持續は國家全體の損失言ふに堪へざる所である。

斯くの如く觀し來るときに昭和十一年度の國の歲計豫算の編成に當りて當局者は須らく茲に深思熟慮せざるべからざるものあるを筆者は切に注意せざるを得ない。仄聞する所によると各省の要求額は總計二十八億圓に達した、夫れも陸軍資材裝備費の減額や時局匡救費の全廢等に依つて十年度の要求額に比し一億圓を減し得たといふものゝ十年度の査定方針に基き處置するものと假定せんか、同年度の二十一億九千三百四十一萬餘圓に比し實に六億圓を超過して居るのである、而かも兵備改善に關する經費は緊急已むを得ざるものに限定し滿洲事件費も亦必要費額に止めたるに拘らず國防費は急増して十億圓を突破した、即ち十年度に於て内務農林兩省經費を産業費と大括し之に對して陸海軍費を比すると後者十億二千二百萬圓であるのに前者は僅かに二億五千二百萬圓に過ぎざるものであつたが十一年度の豫算要求が前記の如き額となり而かもその大部分が恒久化せられたるの感がある、高橋藏相が夙に赤字公債増加の危險を憂ひ豫算分捕の弊を指摘して協力豫算編成を強調さるるのも決して査定上の懸引と視るべきものではない。勿論國際關係や軍備縮少會議の見込薄や兵器の變化等に鑑み巨額の經費を國防に投ぜねばならぬことの不可避なることは筆者も認むる所の事實である、従つて之が爲に國民の血と汗とを犠牲とすることも事態敢て拒否することを許されないが、國民の血と汗とは自ら限度があつて無制限に搾り出すことは出来ないもので、終には枯渴するの期あるを思はなければならぬ。國民の血と汗即ち其の負擔は之れを産化再生せしむることに依てのみ恒久力を有せしむることを得るのである、故に端的に言はゞ國防費以外の政務に關し其の經費の有用化を企て國民負擔の産化再生に資する所あらしめねばならぬ理である。

由來國防の事たるや決して之を輕視すべきものでない、國防力なくして如何で國家の安泰と國民生活の安全を期するこ
 とが出来得べきや、之れ國民悉くが克く認識する所である、故に國防軍備の問題は帝國議會開設以來今日に至るまでに屢
 と論議せられたる難問題である、此問題の爲めに屢々内閣は交迭し或は内閣組織難に陥つたことがある、凡て世界に於て
 一國が孤立して其願望を達成せんとする場合には如何なる軍備も國防も決して勝利の榮冠を獲得する能はざることは自明
 の理である、彼の軍縮條約に依つて我國が英米に對し十對七の比率を主張したけれども若し物質的軍備のみに依つて戦ふ
 ことありとせんか兩國を相手として果して勝味ありと確信し得るや否軍人ならずとも豫見し得る所であらう、物質的軍事
 設備の完全は如何なる時代に於ても實現し能はざる所であるが假りに其完備を爲し得たとするも之れに依て戦へば必ず勝
 とは斷言し得られない、物質的設備と國民の精神力とが輔車唇齒の關係あつてこそ其處に勝利の力が生ずるのである蓋し
 物質的完備は却つて人間の精神力を減退するが物質的設備の不完全は人間を昂奮に導き其精神力を自ら發揮せしめて物質
 的缺陷を補ふて餘りあらしむるものである、之を彼の日清日露兩戰役の實蹟に徴すれば思ひ半に過ぐるものがあらう。
 國防費の査定に就いては此點に着意せられんことを切望せざるを得ない又國民子の所謂「滿洲事件を契機として、國民間
 には非常時意識が勃然として起つて來た。夫が各方面の革新運動となり、政治に、經濟に、思想に最近數箇年間にはめま
 ぐるしい變遷があつたが、その運動に對し、直接間接にしろ軍部の意思が多少とも反映して來たことは想像に難からざる
 所で、五・一五事件その他の例に見るまでもなく、軍部の一部の主張が國民思想を指導し、政治、經濟の動向をも或程度
 まで支配して來たことも疑ひのない所である……殊に陸軍としての領域以外まで進出することは慎まねばならぬであらう
 林陸相としては陸軍部内を統一し、軍の結束を固くして、世間の疑惑を一掃しなければならぬ譯で、其處に彼の責任があ

り、使命がなければならぬのである」と果して然らば此に着意することに依つて國防を設備し現時の情勢下に於て緊切缺くべからざる程度に制止せられなければならぬ。斯く觀し來れば異常なる國費膨脹の大部分を占むる國防費が可成的節約せらるゝことに依つて、他の政務費特に産業費（内務農林兩省一括の經費）に増額することを得るであらう。

客年頻發せる天災の善後處置に係る事業費の如き國防費に比すれば九牛の一毛とも視らるるであらうか夫はでも相當の巨額を算するのである、而かも前述するが如く國力の充實、國民自力更生の政策を實現化する爲めに要する事業費は決して少なきを許されない、昭和六年度に於ける軍事費の四億二千四百萬圓に對して産業費が一億九千二百萬圓であるが如き状態に我國財政を引戻すことは或は非常時局を更らに危機に陥らしむるに至るであらうが、せめては國防費の減額と比較的不急なる事業費の節約とに依つて財政上の餘力を生ぜしめて國力の充實、國民の自力更生の資源たる土木事業就中交通設備たる道路橋梁の改良事業にして而かも最も緊急施行を告ぐる新京濱國道の造築、關門連絡の國道設備の如き少くとも數年間の繼續事業として之を實現するの方途に出でられんこと即ち昭和十一年度の豫算編成上路政をして一大進展あらしむるの餘地を與へられんことを筆者は痛感し切望するものである。

第二 選舉肅正運動と土木事業

衆議院議員の選舉は勿論各種議員選舉の腐敗は其の極度に達し輒近其の醜狀に堪へざるの情切なるものあるに至つたので選舉肅正の叫を耳にすることとなつたが既成政黨の因襲的事情は容易に其の徹底的方策に出づるを許されないもので或は衆議院議員選舉法に改正を加へて制度の力に依つて其の刷新革正を企つる所があつたが病既に入つた觀がある。制度の力で肅正を圖るならば選舉法に選舉運動員が不法行爲を以てしたる場合はその關係候補者が失格し且將來數年間選舉

權被選舉權の行使を禁止すると云ふが如き制裁を付する規定を設くるまでにしなければならぬが政黨方面の賛成は之を求むべくもない、さらばとて、なまやさしいことでは百年河清を待つゝの感がある、民間有志の組織する選舉肅正同盟會あたりで官憲の干渉、情實因縁の選舉、金又は利益賦與の選舉の惡風を一掃しようとしても其反響極めて少なく之れ亦無力と云つてもよい位である、而かも政界の淨化は選舉の肅正から始めねばならぬと云ふ天來の聲は聞へて來た、かてゝ加へて政黨の威力は衰退した此機會こそ肅正運動は力強く實行すべき秋である、果然政府は財政窮迫を告げ居るにも拘らず七十萬圓近き豫算を求めて後藤内相總指揮者となつて該運動に突進した、かくて選舉肅正委員令は發布せられ、民間では選舉肅正中央聯盟が組織せられ、茲に官民相携へて運動が起されたので全國の山も川も野も森も肅正風が吹き來り空の鳥も野の獸も聲を擧げて共鳴することとなつた、筆者が憂ひて居つた萬一此運動が特殊社會の人士に依つてのみ行はれて之が國民化しなければ上すべりの運動となり敢つて政黨者の利用する所に終るなきかと、然るに之れは一の杞憂に過ぎなかつた、今や選舉肅正運動は全く國民化するに至つて躊躇逡巡する所なきかの觀を呈した政黨方面でも漸く此運動に参加することとなつた、形態はよく整頓されたが更らに筆者は其の指導精神如何で其成果に影響することの少なからざるを懸念したのであるが之れに就いては岡田總理大臣は「選舉は臣民翼賛の道であります、私共は自己の一票を投ずることに依つて國家に對する報效の誠を竭すことが出来るのであります、正しき政治の行はれる爲には正しき選舉が行はれることが其の要件であります」と公言せられ、後藤内務大臣は「選舉界肅正のために、會て幾度か制度が改善せられ、最近また選舉法の改正が行はれたのであります、結局その効果を完ふするには國民の精神に依頼し、その正義心の力強き發露に待つ外はないのであります。憲政の下國民はその投ずる一票によつて大政を翼賛し奉り、國礎を鞏固にし、國運の隆昌を圖る重大な

責務を荷ふのであります、選挙の肅正の要、夙に痛感せられながら、今日まで曾て國民自ら深き憤りを發して肅しく、立つて明朗公正なる選挙を實現すべく充分な努力を致したのでありませうか。今や國家躍進の機運に際會し、百般の事振肅更張を要するの時に臨み、以て國民全部が此の政治道義恢復の途にひたすら邁進せられん事を切に冀望するのであります」と國民に呼びかけ。選挙肅正中央聯盟會長前首相齋藤實子は「善政によつて國民の幸福を増すとともに、皇國の御榮えを希ふものは、何を措いても先づ最も正しき選挙を行ひ、最良の議員を議會に送ることに努めねばなりません、一票の汚れは、まことに國の汚れとなるのであります。我々はこの清淨なる投票により國政に責任をもつことを誓ふものであります、この選挙によつてのみ、大御心に答へ奉るものであるといふ堅き信念の下に、お互に良心に愧ぢざる選挙を行ふべきであります」と述べられ、道路改良會長の水野博士は「元來立憲政治は代議制度であり、國民の選挙したる代表者を議會に送り、國家並に地方の政治に參與せしむることが其の本義である、故に立憲政治に於ては選挙が最も大切であり、國民の自由意志に基きたる清き正しき選挙が行はるることは立憲政治の理想である」と説かれ、貴族院議員前の東京市長永田秀次郎氏は「どうも昔から立憲政治といふものは理窟は結構であるが實際はうまく行かなかつた、三千年の昔のギリシヤ時代からデモクラシーの政治は放つて置くと愚論政治になる。氣の利いた賢い事を云へば一般の人に分らない、だから勢ひ愚論政治になり易い、又一般の人は煽動が利く、其の煽動に乗つた所に乘じて仕事をすれば、間違つた——後から考へると之れは悪かつたと思ふやうな——事でも手を叩いて終ふ。さういふ煽動政治に傾き易い處がある、又民衆政治は無責任の政治に陥り易い、己が居らぬでも誰かやつて呉れるだらう。さういふ弊害がある所へ、又民衆政治には自然に黨派を生じさうして黨派を維持する爲に國家の事よりも先づ黨派第一といふ風になり勝ちのものである、之等が昔から民衆

政治、立憲政治の陥り易い弊害である。……明年の總選舉が終つた時に……内務大臣にも感心し、政黨にも感心をすると言ふやうに、私をして感心せしめるやうに御願ひしたのである」と率直に公言をせられた。以上で該運動の指導精神が那邊に在るかは知り得るのである、選舉の事務に干與する古井内務事務官は「各地方に於て實行すべき肅正方案は肅正委員會に於ける調査審議の結果に基いて定められるのであつて、自然地方に依り夫々相違あるべきは固よりの所であるが、最近昭和八年大分縣に於て行はれた肅正運動及昭和九年に島根に於て行はれた肅正運動の例に徴すれば、正しい選舉の觀念と選舉人の探るべき態度とを示し選舉人の反省と自覺とを促すべき印刷物の作成配付、道府縣内樞要の地乃至各市町村に於ける講演會の開催、市町村及各部落に於ける有権者懇談會の開催等選舉肅正上効果が少くないやうに思はれる。殊に各有権者を合同し、之をして斷じて自ら不正行爲を爲さず又之に應ぜず、自己の良心に従つて眞に清純な選舉を行ふべき旨の中合を爲さしめ、之が勵行を期せしめることは頗る有效な方法であるやうに思はれる。唯併し部落懇談會等に付ては一步を誤れば弊害の虞も少くないのであつて、之を行ふに當つては充分の注意を拂ふ必要があらうと思ふのである。

選舉の肅正は仲々の難事業に相違ない。併し選舉の腐敗は元々天災でも何でも無い。謂はゞ國民自身が作り出した事實である以上、國民の心一つに依つて之を肅正し得ない筈はなく、又國民自身が相協力して之を肅正するの責任があらうと思ふのである。官民相率ゐ相携へて肅正に邁進するならば必ずや自由公正な選舉が實現せらるべきであつて、此所に國民的選舉運動の意義と之に對する期待とがある次第である」と實際的方法を指示されて居る。斯くして選舉肅正の運動が其功を奏することなくば我等の不幸は此上もないものとなるのである。

此際筆者を以て視れば候補者の選定も、買收の防止も、干涉の排除も取締の嚴正公平も申し分なく行き届いたとするも

尙一の憂慮に堪へざることは口實を公益に借りて地方の土木事業就中道路橋梁等の改良、編入替等の如き路政上の事項を誘導に利用せらるゝことである、元來土木事業は概して情實因縁の伴ひ易い行政であるが故に從來往々にして黨弊浸潤し情實に偏倚せるの事實があつたが道路橋梁の如き土木施設が選舉に利用せられたるときは其結果は却つて路政上に案外な障碍をもたらすこととなるのである、土木事業の利用が選舉法規違反行爲を構成するに付き司法省では昭和二年八月「國費支辨府縣費支辨又は市町村費支辨に屬する事實問題を其の各種議員の選舉に利用する場合に於て苟くも該地方に對し特殊且直接の利害關係を有するものなるときは利用誘導罪を構成するものとすと省議決定する所があつた。尙此事犯に關しての判決例も少なくない。即ち一地方に限られたる自動車道路の開設を以て其の地方の選舉人を誘導する行爲が縱令其の開設が政府の自動車道路網政策に關聯する所ありとするも選舉法上の犯罪を構成すること、同法規上特殊の直接利害關係たるには其の内容が具體的に實現すると否とを問はず又其の内容を實現するには議員候補者自ら其の權能を有すると否とを論せず苟くも選舉人をして事實上特殊の直接利害を感じしむべき事情存在し其の事情は克く選舉人の意思を動かし得べきものなるを以て足るものである。又縣會議員の選舉に際し議員候補者が選舉人に對して當選の上は新設國道と其の選舉人の關係ある町とを連絡する道路の縣費開設及町立學校の縣移管の實現に付盡力する旨演説し投票を勧誘するが如きは法に所謂特殊且直接の利害關係を利用して選舉人を誘導したるものとして處罰せられたる類の如き寔に戒心を要することである、今日國力の充實、國民自力更生の必須的政策として道路橋梁の完備に向つて猛進しなければならぬ状態の下に在つて此等の事業關係を利用して選舉を自己の有利に導かんとするが如きことは斷然之を排除しなければならぬことを切言する。